

日医発第 2001 号（医経）

令和 8 年 3 月 13 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

宮 川 政 昭

（公印省略）

医療法人の事業報告書等及び経営情報等の報告について（協力依頼）

今般、厚生労働省医政局医療経営支援課より、事務連絡「医療法人の事業報告書等及び経営情報等の報告について（協力依頼）」が発出され、本会宛に協力依頼がありました。

医療法人は、医療法に基づき毎会計年度終了後 3 か月以内に事業報告書等を、また毎会計年度終了後 3 か月以内（外部監査の対象となる医療法人は 4 か月以内）に開設する病院又は診療所ごとの収益及び費用等の情報を、都道府県知事に報告することが義務付けられています（ただし、一部の科目ならびに職種別の給与総額及びその人数については任意で報告する項目）。

この報告制度に基づき各医療法人がご報告された令和 6 年度決算期分データ（令和 7 年 10 月 28 日付け日医発第 1245 号（医経）を参照）は、関係者の方々に医療機関経営の窮状をご理解いただくための基礎資料として活用され、令和 7 年度補正予算では医療分だけで 1 兆円超の予算の獲得、令和 8 年度診療報酬改定では通常の改定とは別枠で賃上げ・物価対応のための財源の一定程度の確保につながりました。

厚生労働省では、医療法人の経営の実態を速やかに把握し必要な支援等を行うためにも、期限内にご報告いただくとともに、報告にあたっては、「医療法人経営情報データベースシステム（MCDB）」による電子的届出を推進しています。

つきましては、貴会におかれましても、別添の厚生労働省作成のリーフレットをご活用いただくなど、本件の周知につきましてご高配の程、お願い申し上げます。

（別添資料）

- 事務連絡「医療法人の事業報告書等及び経営情報等の報告について（協力依頼）」  
（令和 8 年 3 月 12 日付 厚生労働省医政局医療経営支援課）

事務連絡  
令和8年3月12日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法人の事業報告書等及び経営情報等の報告について（協力依頼）

平素より厚生労働行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

医療法人は、医療法に基づき毎会計年度終了後3か月以内に事業報告書等を、また毎会計年度終了後3か月以内（外部監査の対象となる医療法人は4か月以内）に開設する病院又は診療所ごとの収益及び費用等の情報を、都道府県知事に報告することが義務付けられています。

御報告いただきました令和6年度決算期分データは、令和7年度補正予算の国会審議や次期診療報酬改定の議論にも活用されています。

引き続き、医療法人の経営の実態を速やかに把握し必要な支援等を行うためにも、期限内に御報告いただくとともに、報告にあたっては、「医療法人経営情報データベースシステム（MCDB）」による電子的届出を推進しています。

貴会におかれましては、これを御了知の上、改めて貴会関係者へ報告の徹底及び電子的届出の推進を行っていただくとともに、必要な支援等の企画・立案に向けて更なる活用を図る観点から、任意記載科目についても可能な限り御記載いただきますよう、周知への御協力をお願い申し上げます。

なお、周知にあたっては、厚生労働省にて作成した別添のリーフレットをぜひ御活用ください。

○ 厚生労働省ホームページ

[医療法人に関する情報の調査及び分析等について | 厚生労働省](#)



（照会先）

厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人支援室

E-mail : iryouhoujin@mhlw.go.jp

電話 : 03-3595-2274

# 事業報告書等と経営情報等の報告が 義務付けられています。



## ■ 報告内容

事業報告書等：毎会計年度終了後3か月以内に届け出ていただく、法人単位の活動状況等

経営情報等：毎会計年度終了後3か月以内（外部監査の対象となる医療法人は4か月以内）にご報告いただく、病院・診療所単位での「収益及び費用」や「職員の職種別人数及びその給与総額（任意項目）」

## ■ 報告方法

オンライン報告を推進しています。

医療法人経営情報データベースシステム（MCDB）をご利用いただくと、

- ・ 前年度に登録した情報の自動入力
  - ・ 入力内容の自動チェック機能 など
- により、作業負担の軽減に繋がります。



## ■ 報告データの活用方法

医療の現状と実態を把握するための非常に重要な情報として、診療報酬改定や医療機関への補助金等の必要な施策の検討に活用しています。

報告制度の詳細や、MCDBのID発行申請方法については、  
厚生労働省ホームページをご確認ください。

厚労省 医療法人 報告

検索

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00005.html)



**Q 医療法人整理番号はどこで確認できますか？**

A. 報告先となる所管の都道府県が管理していますので、自治体のホームページ等をご確認ください。

**Q 事業報告書等を届け出ましたが、経営情報等も報告しなければいけないのでしょうか？**

A. **必要です。** 法人単位の事業報告書等に加えて、病院や診療所ごとの経営情報等も報告が義務化されています。

**Q 報告期限が過ぎている場合、報告は不要となりますか？**

A. **必要です。** 事業報告書等及び経営情報等の報告期限が過ぎていても都道府県へご報告ください。

**Q 経営情報等の報告にあたって、記載方法を示す手引き等がありますか？**

A. 本リーフレットの前面下段に記載のホームページ先に『「医療法人に関する情報の調査及び分析等」の取扱い（第3版）について』を掲載していますので、そちらをご参照ください。

**Q 監事監査報告書の押印は必要でしょうか？**

A. **不要です。** 押印等を不要とするための規定の見直しを行っています。